

【慢性期医療機関・精神科医療機関職員等向け】 エッセンシャルワーカー定期PCR検査のご案内（概要）

（沖縄県新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業）

概要

- 県内の慢性期医療機関及び精神科医療機関において患者と接する職員等は、定期的にPCR検査を受けることができます。
※必要に応じて、入院患者（新規入院時の入院前検査は除く）を検査対象に含めることができます。
- 慢性期医療機関及び精神科病院において、高齢者や基礎疾患を持つ方が感染した場合、重症化するリスクが懸念されます。感染拡大を未然に防止するために検査を実施するものです。

検査について

- 令和5年6月から令和5年7月までの間、職員・入院患者一人当たり2～3週に1回程度（最大4回まで）を目安として検査を行います。
※ただし、流行状況によって、期間を変更する場合があります。
- 検査の時期は個別に調整した上で、予め決定したタイミングで検査を行っていただきます。
- 検査費用は県が負担します。

検査の流れ

申請

- 検査を希望する場合は、事前にメールにて申請を行っていただく必要があります。

容器配布

- 検体採取容器を配布いたします。（郵送予定）

採取

- 職員は、各自で唾液を採取していただきます。
➢ 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了します。
（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）
- 自己採取できない入院患者は、医療従事者による鼻咽頭ぬぐい液で採取していただくこともできます。

提出

- 採取した検体をまとめて提出していただきます。
➢ 全職員・入院患者分の検体をまとめて、配送業者が直接医療機関で回収する場合と、指定された方法で郵送していただく場合があります。提出方法の選択はできません。

結果通知

- 後日、医療機関責任者宛てに結果をお知らせします。
※陽性時には発生届の提出等の対応をお願いします。